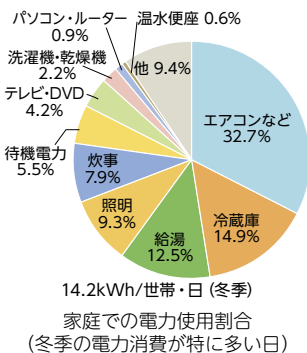


## 家庭での省エネルギーに取り組みましょう

暖房の使用などのエネルギー需要が増加する2月は「省エネルギー月間」と定められています。

エネルギーを大切に使うことで、地球温暖化の防止だけでなく家計の節約にもつながります。ぜひできることから始めてみましょう。



### ●家庭でできる省エネ (取組の一例)

#### ・エアコン…冬の暖房時の室温は20℃を目安に

外気温度6℃のとき、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間:9時間/日)、年間で電気53.08kWhの省エネ、CO<sub>2</sub>削減量25.9kg 約1,650円の節約効果

#### ・電気こたつ…こたつ布団に上掛けと敷布団を併せて使おう

こたつ布団だけの場合と、こたつ布団に上掛けと敷布団を併用した場合を比較(1日5時間使用)すると年間で電気32.48kWhの省エネ、CO<sub>2</sub>削減量15.9kg 約1,010円の節約効果

出典: 経済産業省 省エネポータルサイト

### ●にいがたゼロチャレ30

県では、日常生活の中でできる30のエコな行動を「にいがたゼロチャレ30」にまとめています。エコな行動に楽しく取り組んでいただくための「にいがたゼロチャレアプリ」もリリースされており、抽選で県内30市町村の特産品が当たるキャンペーンも実施しています。これを機会にエコな行動に取り組んでみましょう。



ゼロチャレ30



アプリのダウンロード  
やキャンペーンの詳細

## 新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度の申請はお早めに

申請期限は3月31日(金) (一部を除く) までです。お早めにご準備ください。

### ●国民健康保険

申問国保年金課 (☎025-520-5714、5715、5717)

#### ○国民健康保険税の減免

納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの国民健康保険税を対象に①全額免除または②一部減免します。

なお、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を運営する新潟県後期高齢者医療広域連合でも同様に減免します。

☑①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負っ

た世帯 ②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかの減少額が、前年に比べて30%以上減少するなど一定要件に該当する世帯

#### ○被保険者への傷病手当金の支給

新潟県後期高齢者医療広域連合でも同様に支給します。

☑対象期間=令和2年1月1日~令和5年3月31日までの間で働くことができない期間 ☑給与などの支払いを受けている人で3日間を超えて働くことができず、その間に対する給与などの支払いを受けられない人

### ●国民年金

申問国保年金課 (☎025-520-5716) または各総合事務所、上越年金事務所国民年金課 (☎025-524-4112)

#### ○国民年金保険料の免除、納付猶予 (臨時特例措置)

本人申告の所得見込額を用いて、全部または一部免除、納付猶予の申請ができます。

☑令和2年2月以降に、収入が減少し、当年中の所得見込が規定の基準に該当する人 (ただし、令和4年度分の申請は、令和3年1月以降の所得見込が既定の基準に該

当する人) ※納付猶予は50歳未満に限る

#### ○国民年金保険料の学生納付特例 (臨時特例措置)

本人申告の所得見込額を用いて申請ができます。

☑令和2年2月以降に、収入が減少し、当年中の所得見込が規定の基準に該当する学生 (ただし、令和4年度分の申請は、令和3年1月以降の所得見込が既定の基準に該当する人)



### ●介護保険

納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの介護保険料を対象に①全額免除または②一部減免します。

☑①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人 ②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山

林収入または給与収入のいずれかの減少額が、前年に比べて30%以上減少する人 (ただし、前年の所得 (減少が見込まれる事業収入などの所得を除く) の合計額が400万円以下に限る)

☑高齢者支援課 (☎025-520-5706)

詳しくは

